

**あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」**  
**プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託 企画提案募集要領**

この要領は、本委託業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※ 本事業の実施は、令和 8 年 2 月定例愛知県議会における予算の成立及び 2026 年度地域未来交付金（地域未来推進型）の交付決定を条件とする。

**1 事業名**

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」  
プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託

**2 事業の目的**

愛知県では、ドローンや eVTOL 等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024 年 2 月に策定したプロジェクトの「推進プラン」では、プロジェクトの目指すべき将来像やその実現のためのロードマップ等の取組の方針を示した。また、2026 年 1 月には、推進プランの追補版を策定し、ローンチモデルの精緻化及びドローンの供給力の強化に向け目指す姿の具体化を行い公表した。

本委託業務では、「推進プラン」及び同追補版を踏まえ、プロジェクトの目指す姿の実現に向けて、（1）プロジェクト推進に係る会議運営業務及び（2）次世代空モビリティ産業参入チャレンジ調査業務を行う。

**3 委託事業の内容**

別添「仕様書」のとおり。

**4 委託事業実施期間**

契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

**5 委託見積限度額**

金 24,169,435 円（消費税及び地方消費税額を含む）

**6 募集期間**

令和 8 年 2 月 10 日（火）から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで

**7 応募資格**

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和 6 ・ 7 年度愛知県入札参加資格者名簿に登録されていること（申請中を含む）。
- (2) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (7) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、構成する全ての企業が上記（1）～（6）の要件を満たすこと。

## 8 選定事業者数

1 者

## 9 応募方法等

### （1）公募説明会の開催

- ア 日時：令和 8 年 2 月 13 日（金） 午前 9 時 30 分から午前 10 時 15 分まで  
 イ 形式：オンラインによる説明（Microsoft Teams 使用）  
 ウ 参加申込：以下により電子メールで行うこと
- ・申込期限：令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 5 時
  - ・メールの見出：「プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託の説明会参加」
  - ・本文中に次の 1～3 を記載
    1. 貴社名
    2. 参加者氏名（2 名まで）
    3. 連絡先（電話番号、メールアドレス（招待メールを送付するアドレス））
  - ・申込先：愛知県次世代モビリティ産業課モビリティイノベーション推進グループ  
 電子メール：jisedai@pref.aichi.lg.jp

### （2）企画提案書の提出

#### ア 提出書類等

提出書類	注意事項	規格等
① 企画提案書（表紙）	様式 1 を使用	A 4 縦 1 ページ
② 企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A 4 縦 30 ページまで
③ 経費見積書	様式 2 を使用	A 4 縦 2 ページまで
④ 過去 5 年間の経験等	自由様式にて記載	A 4 縦 3 ページまで
⑤ 添付資料	⑦提案者の概要がわかるもの ①定款、寄付行為の写し ⑧県税の滞納がないことの証明書（2 月 10 日（火）以降のもの） ⑨法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（2 月 10 日（火）以降のもの） ⑩社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3 を使用）	—

※ 様式は、愛知県の Web ページからダウンロードすること。

イ 提出書類の留意事項

① 企画提案書（表紙）

様式1を使用すること。

② 企画提案書（内容）

<実施方針>

・事業の実施方針

本事業を実施するに当たっての基本的な考え方や取組方針を記載すること。

<実施内容>

・会議運営

P T会合、タスクフォース、ディパートメント、事務局会議について、プロジェクト推進に向けて検討すべき議題を記載すること。また、ディパートメントでは、優先して実施すべきテーマについて、選定した理由や座組に組み込むべき参加者等を含め2テーマ以上具体的に記載すること。

・共同研究会

既存産業から次世代空モビリティ産業への参入や、公的研究機関の本県への次世代空モビリティの研究・開発機能強化に向けた共同研究のテーマについて、想定参加者を含め3テーマ以上具体的に記載すること。また、想定される研究の成果を記載すること。

<その他>

・年間スケジュール

計画的な会議運営、研究会の実施に向け、年間スケジュールを記載すること。

・事業実施体制（組織体制図）及び役割分担

本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。

・企画提案書の記載方法

A4縦判・横書き、文字サイズは12ポイント以上とすること。ただし、図表その他の関係で前記により難い場合はこの限りではない。

③ 経費見積書

・様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。

・単位は円とすること。

④ 過去5年間の経験等

・今回の事業実施に当たり有用となる実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤ 添付資料

・⑦提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。

・①定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。

・⑨、⑩については、写しの提出でも可とする。

・⑪様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- 企画提案は、1事業者1案とする。
- 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- 企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

エ 提出部数

正本1部、副本6部とする。

※副本は⑤添付書類不要

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時必着

イ 提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る。）、若しくは信書便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- 提出された書類は返却しない。
- 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- 提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

エ 提出・問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

モビリティイノベーション推進グループ（担当：野竹、水野）

TEL：052-954-7482（ダイヤルイン） FAX：052-954-6943

E-mail：jisedai@pref.aichi.lg.jp

(4) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）午後5時まで

イ 質問書提出方法

- 電子メールのみの受付とし、電話等での質問は受付しない。
- 電子メールでの質問は、件名（題名）を必ず「プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託・質問」とし、様式4に記載し送付すること。

ウ 回答方法

- 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、次世代モビリティ産業課のホームページにて公開する。

（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/chosa2026.html>）

エ 注意事項

- 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

## 10 審査の実施

### (1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

#### ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないかの審査を行う。

#### イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

#### ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※ プrezentationは、1者15分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※ プrezentationの日時は、別途連絡する。

### (3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

#### ア 実施方針、実施体制の妥当性

- ・ 基本的な方針、本事業で目指す方向性は適切か。
- ・ 実施体制（組織体制）及び実施担当者は適切か。（多様な官民関係者がいる中で、遅滞なく会議運営や調査業務を遂行するための必要かつ十分な体制が構築されているか。）
- ・ 類似事業実績のノウハウ活用が、本委託業務の実施に当たって期待できるか。

#### イ 実施内容の妥当性

- ・ プロジェクトの趣旨・内容を的確に把握し、プロジェクトの推進に資する効果的な議題設定や資料作成をはじめ、円滑な会議運営や関係者との調整が可能か。
- ・ プロジェクトチーム会合、タスクフォース、DP、事務局会議において、自社で持ちうるリレーションを活用して、eVTOLやドローンといった空モビリティの社会実装時の具体的な事業者の整理や、事業スキームの検討を行うことができるか。
- ・ 次世代空モビリティの技術的な知識に精通しており、自動車・航空機産業等の企業による次世代空モビリティ産業への進出や公的研究機関の研究開発機能強化を促進するための課題解決に資する研究会運営等を行うことができるか。

#### ウ 実施スケジュール

- ・ 全体スケジュールは適切か。

#### エ 費用対効果

- ・ 経費の見積もりは適切か。

#### オ 社会的取組

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月下旬までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

#### (5) 選定された候補者との調整

- 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。  
協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。
- 積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

### 11 契約条件

#### (1) 契約形態

委託契約

#### (2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、上記10(5)により適正な価格に調整した場合は、その金額

#### (3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

(ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は全額免除する。)

#### (4) 委託費の支払条件

事業完了後の支払いとする。

### 12 スケジュール（予定）

令和8年2月10日	公募開始
令和8年2月13日	公募説明会
令和8年3月10日	公募締切
令和8年3月23日（予定）	選定委員会開催
令和8年4月上旬	契約締結、委託業務開始
令和9年3月31日	委託業務完了

### 13 その他

- 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合